

質問回答書

令和 7年 2月 5日

件名 神栖市下水道施設等維持管理業務委託

番号	図面番号等	質問	回答
1	公共下水道分 一般仕様書 第9条 5	別紙5に定める甲の支給する主要材料及び消耗品等の適切な管理を行うことについて、全て支給されるという解釈でよろしいでしょうか。	材料のうち、薬品類、脱臭品類は設計計上しており、自家発電設備用A重油は現物支給とします。 補充用潤滑油類、塗装類(軽微な部分補修用塗料類)、記録用品類、環境整備用品類その他一般汎用什器、備品及び消耗品は直接経費にて計上しており、整備用具類の貸与はマンホールオーブナー等最小限であり、その他必要な工具類、測定器具類は受託者負担とします。
2	公共下水道分 一般仕様書 第11条 3	第3種電気主任技術者について、外部委託でもよろしいでしょうか。	土合第3中継ポンプ場について、第3種電気主任技術者を常駐配置とすることから、直接雇用する技術者の配置が必要です。
3	別紙4-①及び②	消防設備定期点検が年1回となっておりますが、機器点検1回と総合点検1回の年2回ではないでしょうか。	機器点検、総合点検を消防設備点検として各々1回/年にて設計計上しております。
4	別紙4-③	ポンプ定期点検(引上げ)分解について、毎月、全ヶ所のポンプを引上げるのでしょうか。	マンホール形式ポンプ場について、定期点検頻度は1回/月、巡回はクレーン付トラックにて設計計上しており、点検の結果、異物巻込み等があった際の機器類引上げ分解作業を想定しております。

件名 神栖市下水道施設等維持管理業務委託

番号	図面番号等	質問	回答
5	別紙4-③	汚水マンホール清掃について、清掃回数は年1回でよろしいでしょうか。	マンホール形式ポンプ場について、強力吸引車によるポンプ槽清掃は1回/年を設計計上しており、その他清掃が必要となる際は、特記仕様書第11条に則り計上する清掃費での対応とします。
6	一般会計雨水分 特記仕様書 第5条	運転操作監視業務の記載がありません。公共下水道分の内容と同じと解釈してよろしいでしょうか。	一般会計雨水分における運転操作監視業務については、巡回方式のみとなっております。 災害等による緊急事態発生時の確認及び応急対応、施設機能復旧を行うための運転操作業務については、第8条に定めるとおりとなります。